

定額減税の実施が始まります。個人住民税の特別徴収も今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きをしておきましょう。

01 定額減税の実施

所得税および個人住民税の定額減税が実施されます。特に、給与所得者に対する所得税の定額減税は、原則、給与支払者が給与計算時に実施することになり、**2024年6月1日**以後に支払われる給与等（賞与を含む）の源泉徴収にて減税分の控除を行います。事前に確認した情報に基づき、忘れずに処理を行いましょう。

02 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、**6月**から新年度の特別徴収税額となります。**6月**は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。なお、**2024年度**は定額減税が実施されます。定額減税の対象者については、給与所得に係る特別徴収は、**2024年6月分**は徴収されず、**2024年7月～2025年5月分**において、定額減税後の税額が徴収されます。例年と異なる取扱いとなりますので、ご注意ください。

03 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時**10人未満**の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年**6月10日**と**12月10日**の年**2回**です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

04 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。**7月10日**までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人（資本金が**1億円**超の会社等）については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

05 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より**5日以内**に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

06 財産債務調書の提出

一定の所得かつ財産を保有されている、又は一定の財産を保有されている個人は、必要事項を記載した「財産債務調書」を提出しなければなりません。**2023年分**の提出期限は**2024年7月1日**（**6月30日**が日曜日のため）です。

07 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者）が、**2023年12月31日**時点で総額**5,000万円**を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」を**2024年7月1日**（**6月30日**が日曜日のため）までに提出しなければなりません。

08 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（**6月1日**現在）を提出します。提出期限は**7月15日**（**2024年**は**7月16日**）までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。